軽金属奨励賞規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会(以下、「本学会」という)の軽金属奨励賞(以下、「本賞」という)について規定する。

(授賞対象)

- 第2条 本賞は、軽金属の学術または工業に関する独創性、発展性に富む業績を挙げ、将 来本学会における活躍が期待される新進気鋭の研究者・技術者に贈る。
 - 2.受賞者は、受賞の年の4月1日現在、35歳以下の正会員または学生会員とする。
 - 3.過去に本賞を受けた者は対象としない。

(授与)

第3条 本賞を証するものとして、本学会から賞状を授与する。

(募集)

- 第4条 候補者は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公 募する。
 - 2.応募は、推薦または自薦による。
 - 3.推薦者は、本学会の正会員、名誉会員または永年会員とする。
 - 4.推薦者または応募者は、所定の「軽金属奨励賞候補者推薦(応募)書」により、 指定された期日までに会長宛に推薦(応募)する。

(選考)

- 第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。
 - (1) 受賞候補者の選考は、軽金属躍進賞・奨励賞・女性未来賞選考委員会において行う。
 - (2) 理事会は前号の選考委員会により選考された受賞候補者を審議し、その年度の受賞者を決定する。
 - 2. 受賞者は毎年3名以内とする。
 - 3. 理事会が受賞該当者なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

(授賞時期)

第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。

(細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

- 1.この規程は昭和58年5月18日から施行する。
- 2.昭和59年5月9日、一部改定した。
- 3.昭和62年5月12日、一部改定した。
- 4. 平成8年8月9日、一部改定した。
- 5. 平成 9年 7月 10日、一部改定した。
- 6. 平成 18年 1月31日、一部改定した。
- 7. 平成 18年 9月 29日、一部改定した。
- 8 . 本規程は、一般社団法人としての第6回理事会(平成24年1月30日)において改定した。